

別紙

道路交通法第51条の13第1項第1号のいずれかに該当し、かつ、同項第2号のいずれにも該当しないときには、駐車監視員資格者証の交付を行う。

道路交通法第51条の13第1項第1号イに該当する者

公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習を受け、その課程を修了した者

道路交通法第51条の13第1項第1号ロに該当する者

公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより放置車両の確認等に關しイに掲げる者と同等以上の技能及び知識を有すると認める者

道路交通法第51条の13第1項第2号イに該当する者

18歳未満の者

道路交通法第51条の13第1項第2号ロに該当する者

- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等の関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。

(注1) 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。

(注2) 暴力的不法行為等とは、確認事務の委託の手續等に関する規則第3条に掲げるものをいう。

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を

受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

道路交通法第51条の13第1項第2号ハに該当する者

第51条の13第2項第2号又は第3号に該当して同項の規定により駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者